

食料供給困難事態対策法について

～基本方針等を踏まえた運用の考え方～

令和 7 年 5 月

農林水産省

食料供給困難事態対策法の全体概要

近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律として、「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に成立、令和7年4月に施行。

法律の全体概要（ポイント）

- ① 深刻度に応じて事態を区分
- ② 食料供給が不足する兆候の段階から政府対策本部を設置
- ③ 政令で指定した食料や生産資材が対象
- ④ 段階的に供給確保のため事業者への要請等を実施
- ⑤ 要請等に協力する事業者への財政上の措置等を講じる
- ⑥ 平時・不測時の対策の内容や考え方を基本方針として定める

事態		主な措置
(平時)		・基本方針の策定（第3条） ・食料需給等の情報収集（第4条）
食料供給困難兆候	異常気象など食料供給が大幅に不足する兆候の段階	・政府対策本部を設置（第6条） ・情報収集の強化（第21条） ・事業者（出荷販売業者、輸入業者、農業者等）に対し、自主的な取組を「要請」
食料供給困難事態	食料供給が大幅に不足し、国民生活等に支障が生じた段階	・要請では事態が解消しない場合、事業者に対し、「計画届出を指示」 ・必要な供給量が確保できない場合、「計画変更を指示」
	最低限度必要な食料供給が確保されないおそれのある段階	・熱量（カロリー）等を重視した生産（生産転換）の要請、計画届出を指示等 ・他法令に基づく価格の規制・統制、割当て・配給

【政府対策本部】

- ・ 総理と全ての大臣で構成
- ・ 深刻度に応じ、関係省庁が行う対策（実施方針）を決定
- ・ 政府一丸となり対策を実施

【対策（例）】

- ◆ 消費者への情報提供
- ◆ 輸入の確保
- ◆ 物流の確保

特定食料と特定資材（供給確保の対象となる食料や生産資材）

※令和7年2月に政令指定

特定食料

国民の食生活、又は国民経済において重要な農林水産物及びその加工品で政令に定めるもの（法第2条第1項）

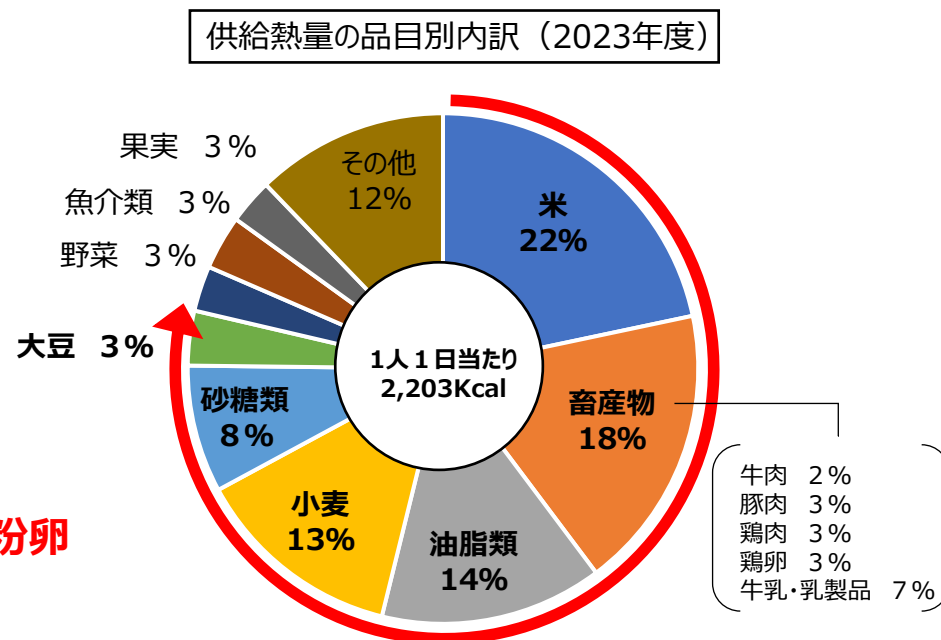
（農林水産物）

**米穀、小麦、大豆（食用含む）、
なたね・油やしの実、てん菜・さとうきび、
生乳、牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵**

（加工品）

小麦粉、植物油脂、砂糖、飲用牛乳・乳製品、液卵・粉卵

※ 植物油脂については、大豆、なたね、油やしの実を原材料とするものに限る。
砂糖については、てん菜、さとうきびを原材料とするものに限る。



出典：令和5年度食料需給表（概算値）

これらで供給熱量の**8割**を占める

特定資材

特定食料の生産に必要不可欠なもので政令に定めるもの（法第2条第2項）

肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品

※特定食料・特定資材は、必要に応じて追加的に指定する場合があることを基本方針に明記。

- 事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な措置を講じる
- 本法に基づく対策は、事業者の自主的な経済活動に委ねていては十分な供給が確保できない場合に限ることが適当であることを踏まえ、
要請を基本とし、要請してもなお事態の解消が困難な場合に限り、
計画の作成・届出の指示を行う
- 政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施する

食料供給困難兆候・食料供給困難事態の判断基準

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

事態

事態の判断基準（目安）

（平時）

食料供給
困難兆候

異常気象など食料供給が
大幅に不足する兆候の段階

特定食料の供給が平年比で**全国的に
2割以上減少、又はそのおそれ**があり、
措置を講じなければ食料供給困難事
態の未然防止が困難な場合

< 参考 >

平成5年のコメの
大不作の事例が該当

夏頃から北日本を中心とした
異常低温、いもち病の全国
的な多発など大不作の予兆

食料供給
困難事態

食料供給が**大幅に不足し、
国民生活等に支障**が生じた段階

特定食料の供給が平年比で**全国的に
2割以上減少、又はそのおそれが高く、
食品価格の高騰、買占めなど国民生
活等に支障が発生**した場合

平成5年産の作況74、
政府在庫を合わせた供給量
は対前年24%減

消費者・事業者の買占め、
小売価格の高騰

最低限度必要な食料供給が
確保されないおそれのある段階

供給熱量が平時の摂取熱量を下回り、
かつ、**供給熱量が1,850kcal/人・日
を下回る**おそれがある場合

令和5年 供給熱量（概算値）
2,203kcal/人・日

令和5年 摂取熱量
1,877kcal/人・日

戦後最低摂取熱量（平成22年）
1,849kcal/人・日

- **農業生産基盤やサプライチェーンの維持・強化による食料自給率の向上**
- **国内外の食料需給等に関する情報収集・分析**
- **官民あわせた総合的な備蓄の推進**
 - ▶ 現時点では十分に把握できていない特定食料・特定資材の**民間在庫に関する情報について**、**法第4条の規定に基づく調査を行い把握**する
- **国内生産では需要を満たすことができない農産物等の安定的な輸入の確保**
- **要請等の対象となり得る事業者の把握・整理**
- **不測時に必要となる措置や手続等を確認・検証するための机上演習の実施**
- **我が国の食料事情等の情報発信や、事態法の内容・考え方の説明・周知、不測時における適切な消費行動の重要性の啓発などを通じた国民各層における理解の醸成**

情報収集・分析の強化

- 法第4条に基づく情報収集（報告徴収）を強化しつつ、必要に応じ、買占めを行っている等の疑義情報のある事業者について、法第21条に基づく立入検査を行う

事業者への要請

- 供給確保のために**最低限必要な範囲で**、
 - ① **一定規模以上の事業者に出荷販売の調整や輸入に関する要請**を行い、
 - ② **供給不足の終期が見込み難く、上記の要請や備蓄の活用では事態解消が困難と見込まれる場合に一定規模以上の担い手などに生産を要請するが、全員ではなく、例えば自給的農家は対象外。また、例えば米の生産要請の場合、米を生産できない果樹農家・花き農家・畜産農家も対象外**

事業者の負担がないよう、必要に応じて、平時から事業者と連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得て行う。

消費者への情報提供や働きかけ

- 需給や価格動向、対策の内容やその理由等について**正確かつ分かりやすい情報提供、買占めや買い急ぎ、食品廃棄の抑制の働きかけ**を行う

生産に関する要請について

要請の対象者

※計画の届出指示の対象者も同じ

農林水産物生産業者

生産を促進すべき品目を事業として
現に生産している者

農林水産物生産可能業者

現に生産していないが、生産可能と見込まれる者
(省令で定める要件に該当する者)

他の品目を事業として生産している者であって、気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用できる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することによって措置対象特定食料等を生産できると認められるもの

このうち、**供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手など**、
効率的・効果的に要請等を行う観点から**対象者を限定する**ことを基本方針に明記

例えば、自家消費を目的として小規模に農林水産物の生産（家庭菜園など）を行っているが事業として生産していない者は要請等の対象者とはならない。コメを生産するための土地や機械など経営資源を有していない花農家や畜産農家に対して、コメの生産に関する要請等を行うことはない。

なお、実際の対象者は、当該事態の状況（供給確保すべき量や、輸入等で確保可能な数量など）によって変わってくることから、個々の事態に応じて政府対策本部が策定する実施方針に位置づけることとなる

事業者への計画届出の指示

- 要請してもなお事態解消が困難な場合に、要請の対象となった者のうち供給確保のために**最低限必要な範囲で**、
 - ① **一定規模以上の出荷販売業者や輸入業者**に出荷販売等の**計画届出の指示**を行い、
 - ② 出荷販売や輸入では**事態解消が困難**と見込まれる場合に一定規模以上の担い手などに**生産計画の届出の指示**を行う

〔 自給的農家や兼業農家に指示を行うことは想定していない 〕

〔 必要に応じて、平時から事業者と連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得て行う 〕
 - 計画は、国として確保可能な供給量を把握するために届け出ていただくものであり、例えば生産計画は**生産者が実施可能なものでよく、増産する内容である必要はない**
 - 供給量が不十分な場合、計画変更が可能と見込まれる者に限って、計画変更の指示を行う
- 〔 生産計画の変更指示については、二毛作が可能な者や、多収品種の変更が可能な者、耕作できる休耕地の利用が可能な者など省令で定める者に対象者を限定 〕

国民が最低限度必要とする食料供給が確保されない場合における対策

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

熱量等を重視した生産の推進（生産転換）

- 供給熱量等を重視した生産を推進する
（例えばいも類など、必要に応じ、特定食料として政令指定する）
- この場合であっても、**最低限必要な範囲の生産者**（現に生産している者、生産可能と見込まれる者）**に限り要請等を行う**ほか、**計画変更の指示も、変更が可能と見込まれる生産者に対して行う**

価格の規制・統制

- **価格の安定のため**、国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定や、物価統制令に基づく価格統制など、**他法令に基づき価格の規制・統制を行う**

割当て・配給

- **食料の国民への公平な分配**や、熱量確保のために生産を行う事業者への**優先的な生産資材の供給**のため、国民生活安定緊急措置法など、**他法令に基づき割当て・配給を行う**

事業者に対する支援と罰則

供給確保のための対策の実効性を担保し、国民生活等への支障を最小限にする観点から、事業者への支援と罰則を法律上、明記

支援（財政上の措置その他の措置）

- 要請に応じて生産等を行う事業者や、計画変更指示に従って変更した計画に沿って生産等を行う事業者に対し、それぞれ**必要な財政上の措置その他の措置を講ずる**旨を法律上、明記（法第19条）

▶ 具体的な支援の内容は、対象品目や需給の状況など個々の事態に応じて検討

罰則等

- 国として事業者の業務状況等を的確に把握するために行う**立入検査を拒んだ場合には、20万円以下の過料**（法第24条）
- 国として確保可能な供給量を把握するために不可欠な**計画について、指示に違反して届け出なかった場合には、20万円以下の罰金**（法第23条）
- 正当な理由なく、**届け出た計画に沿った生産を行わなかった場合や計画変更の指示に従わなかった場合は、公表**（法第15条第4項等）

※ 1 罰則の対象となる計画は、一部生産者が作成する生産計画に限らず、出荷販売業者、輸入業者、製造業者が作成する計画も対象。

※ 2 不測時に事業者計画届出を求める類似の法制度（国民生活安定緊急措置法など）においても、同様に計画届出義務違反に対し20万円以下の罰金が規定されている。

※ 3 過料は刑事訴訟法の適用を受けず、過料に処されたとしても前科とはならない。

以下のような内容・情報は**正しくありません**ので、ご注意ください

× 「国が**増産を指示**」、「**必ず増産**しなければならない」

← 計画の作成・届出を「指示」するものであり、増産を強制するものではありません。
基本方針にも明記しています。

× 「**花農家にコメやイモ**などを無理やり作らせる」

← 法律上、そもそもコメやイモを生産できない農家に要請や指示できない仕組みです。

× 「**増産しなければ罰金**が科される」

← 罰金は計画届出の指示を受けた事業者が届出を行わない場合に限り科されるもので、
増産の有無は関係しません。

× 「有事には**支援せず**命令だけを行う」

← 要請等を行う場合、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる旨、法律上明記しています。

× 「**食料の配給制度**が**平時から**始まる」

← 配給制度は、食料について特に深刻な事態に至った場合に限り、国民生活安定緊急措置
法等の下で実施されるものですが、これまで一度も実際に発動したことはありません。
この法律で平時からの配給制度を規定しているという事実はありません。